

# 「関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託」

## 業務説明資料

本業務説明資料に記載した内容は、本プロポーザルのみの設定条件とし、業務実施の条件とするものではありません。

### 1 件名

関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託

### 2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

### 3 履行場所

横浜市都市整備局臨海部活性化推進課

### 4 業務目的

関内・関外地区を取り囲むように流れる大岡川・中村川は、江戸時代の新田開発によって形づくられた河川であり、横浜が開港場として発展するのに伴い港と直結する舟運の経路として利用されました。高度経済成長期には、水質汚染が進み、高速道路の高架橋が架けられ、沿川の街が河川に背を向けて形成されるなど、街の魅力資源としてかえりみられない時期もありましたが、その後、水質が改善されるのに伴い、平成12年には神奈川県によって「大岡川河川再生計画」が、平成21年には神奈川県と横浜市の共同でその後継に当たる「横浜市地区かわまちづくり計画」が策定され、これらを基に栈橋や親水施設、遊歩道等の公共施設の整備が順次進められています。さらに近年では、公共の栈橋や親水施設の利用調整や管理を民間団体が行う社会実験が実施され、河川を舞台にしたイベントやSUPなどの水上アクティビティが盛んに行われるようになるなど、再び街の魅力資源として広く認知されつつあります。

また、令和4年に、地元のまちづくり団体などで構成される関内・関外地区活性化協議会<sup>※1</sup>において「水辺活用と周辺の賑わいづくりプロジェクト」が発足し、2年間にわたり、地元団体・企業・行政等が連携した様々な検討及び取組が進められました。

こうした機を捉え、大岡川・中村川等及びその周辺エリアも含めた水辺の資源を活かした街の魅力向上に地域や事業者等と連携して取り組んでいくにあたり、地域・事業者・行政等で水辺活用の方向性（目標、将来像、取組イメージ等）を共有するために「関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）」（以下、ビジョンという）を策定します。

本委託では、ビジョンの策定に向けた、調査、たたき台資料作成、地元まちづくり団体等をメンバーとする会議での意見聴取およびそれらのとりまとめを行います。

※1 関内・関外地区活性化協議会…関内・関外地区の活性化を持続可能なものとするため、関内・関外地区活性化ビジョンに基づく取組および地域全体の活性化に効果のある重点的な取組を推進する協議会で、地域まちづくり団体・事業者・行政により構成される。

### 5 業務概要

#### (1) 前提条件の整理及び事例調査

ア 大岡川・中村川周辺エリアの歴史等

イ 大岡川・中村川周辺の水辺の現状・地域特性等

ウ 大岡川・中村川等の水辺活用の参考となる他都市の事例

#### (2) ビジョンのたたき台資料作成

調査結果を基に、検討材料となるビジョンのたたき台資料を作成するものとします。なお、ビジョンの内容については、次の「ビジョン策定イメージ」を基に委託者と協議しながら検討するものとします。

## 目 的

水辺活用の方向性（目標、将来像、取組イメージ等）を地域・事業者・行政等で共有するため

## 内 容

- ・水辺の歴史（新田開発 ～ 開港 ～ 現在）
- ・水辺の現状
- ・水辺活用の目標
- ・水辺活用の基本的な考え方
- ・水辺と周辺地区のエリア将来像
- ・水辺活用の取組イメージ  
（魅力的な水辺空間の形成、水上交通を活用した回遊性の向上、災害時の水辺活用 等）
- ・日常的な水辺の利活用をマネジメントする将来的な体制

## (3) 会議への出席

地元まちづくり団体等をメンバーとする会議（11月、1月に開催予定）にて、ビジョンのたたき台資料を基に意見聴取を行いとりまとめるものとします。

## (4) 打合せ協議

委託者との打合せを、概ね月に1回2時間程度実施し、議事録を作成するものとします。

## (5) 成果品のとりまとめ

(1) から (4) までの事項を報告書にとりまとめるものとします。

## 6 成果品の提出

(1) 以下の成果品の電子データを CD-R に記録し提出することとします。成果品の作成に使用するソフトウェアについては、委託者と協議し決定してください。

ア 前提条件の整理及び事例調査結果（PDF 等）

イ ビジョンのたたき台資料（PDF 及び編集可能なデータ）

ウ 会議での意見のとりまとめ（PDF 等）

エ 打合せ議事録（PDF 等）

オ その他必要と思われる資料（PDF 等）

(2) 成果品、作成した資料及びその著作権は横浜市の所有とし、受託者は横浜市の承認を得ずに使用または公表できません。

(3) 成果品の提出先は、横浜市都市整備局臨海部活性化推進課とします。

## 7 その他

(1) 受託者は、業務の実施にあたり、委託者と十分に協議を行ってください。

(2) 受託者は、業務の進捗状況等について、委託者に適宜報告を行ってください。

(3) 本業務を進めるにあたり、仕様書等に明示のない場合または疑義が生じた場合には、受託者と委託者とですみやかに協議するものとします。

(4) 令和7年度に、一連の委託として「関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）策定等業務委託」を予定しています。（来年度の業務については、予算の成立が前提となり、本市による施策の転換等、やむを得ない事由により実施しない場合があります。）

## 8 主な検討エリア

